

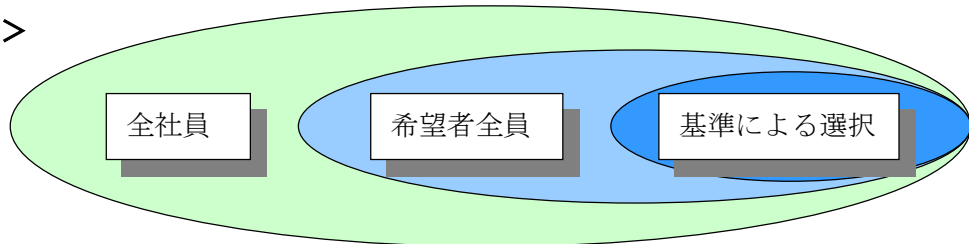
65歳雇用延長シリーズ③

<雇用確保措置の比較>

雇用確保措置	対象者	身分	継続雇用助成金の受給
定年年齢の引上げ	全従業員	正社員	○
再雇用制度	希望者全員	正社員、嘱託	○
	労使協定で定めた者	パート等...	×
定年制度廃止	全従業員	正社員	○

雇用確保措置の導入形態により、対象者、身分の取り扱い、助成金の受給の有無に違いが出てきます。どの形態が良いのかは各社各様の諸事情により一概には言えませんが、対象者、身分の取り扱いに比較的柔軟性がある再雇用制度あたりが中小企業には適しているかもしれません。ただし、この制度は既に継続雇用定着促進助成金（いわゆる定年延長を支援する助成金）を受給している場合は、希望者全員を継続雇用しなければなりません。逆に労使協定で対象者を定めた場合は、継続雇用定着促進助成金は受給できません。以上、簡単に上表にまとめてみました。

<対象者の違い>



全社員 > 希望者全員 > 基準による選択

定年延長を支援する助成金とは？（継続雇用定着促進助成金）

企業規模、延長制度の形態により受給金額が違います。下記の金額が最大5年間支給されます。

企業規模	①61歳～64歳の定年延長等	②65歳以上の定年延長等	③定年延長以外の継続雇用制度
1人～9人	35万円×1～4回	45万円×1～5回	30万円×1～5回
10人～99人	75万円×1～4回	90万円×1～5回	60万円×1～5回
100人～299人	150万円×1～4回	180万円×1～5回	120万円×1～5回
300人～499人	185万円×1～4回	220万円×1～5回	150万円×1～5回
500人～	250万円×1～4回	300万円×1～5回	200万円×1～5回

上記雇用確保措置の形態により、助成金の申請を一考されてはいかがでしょうか。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしく申し上げます。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 _____